

停電作業調整細則

工指準則 第 1 2 号 1 9 6 9 年 2 月 4 日 実 施

送配準則 第 1 1 1 号 2 0 1 9 年 4 月 1 日 改 正

中国電力株式会社
送配電カンパニー

停電作業調整細則

目 次

I 総 則	
1. 目 的	1
2. 適 用	1
3. 定 義	1
4. 停電作業調整の基本事項	3
5. 停電作業要求の基本事項	3
6. 停電作業計画の種別	4
7. 停電作業計画の決定期日	4
8. 停電作業計画の級別区分と決定者	5
II 停電作業調整手続	
9. 停電作業計画の取り扱い	8
10. 停電作業の変更要請	9
11. 長期または複雑な停電作業	9
III 広域機関対応手続	
12. 広域機関への停電作業計画の提出	9
13. 広域機関への提出対象となる作業	10
14. 停電作業計画調整不調時の処置ほか	10
15. 停電作業計画内容の説明	10
16. 実施状況の連絡	10
17. 発電制約を伴う作業停止計画の情報連絡	
IV その他	
18. 他の事業者，特別高圧の需要者に係る作業	10
別表第1-1 送変電設備に係る年度停電作業計画の提出・決定通知ルート	
別表第1-2 発電設備に係る年度停電作業計画の提出・決定通知ルート	
別表第2-1 送変電設備に係る月間停電作業計画（翌々月分）の提出・決定通知ルート	
別表第2-2 発電設備に係る月間停電作業計画（翌々月分）の提出・決定通知ルート	
別表第2-3 保全管理システムによる送変電設備の月間停電作業計画（翌月分）の 要求・決定通知ルート	
別表第2-4 帳票による送変電設備の月間停電作業計画（翌月分）の 要求・決定通知ルート	
別表第2-5 発電設備の月間停電作業計画（翌月分）の要求・決定通知ルート	
別表第2-6 月間停電作業計画決定後の変更および臨時作業の決定通知ルート	
別表第3-1 発電者および小売電気事業者に係る要求・決定通知業務フロー(1-1)	
別表第3-2 発電者および小売電気事業者に係る要求・決定通知業務フロー(1-2)	
別表第4 発電者および小売電気事業者に係る要求・決定通知業務フロー(2)	
様式第1-1 停電作業要求書	

- 様式第 1 - 2 停電作業要求書補紙
- 様式第 2 年度作業計画表・決定通知書
- 様式第 3 停電作業要求総括表・停電作業決定通知書

停電作業調整細則

I 総 則

(目 的)

1. この細則は、給電規程に基づき、当社が直接連系する地域間連系線、地内流通設備および発電設備の停電作業の調整ならびに電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）の調整対象作業に係る業務を円滑・確実にを行うことを目的とし、その基本事項を定める。

(適 用)

2. (1) この細則は、当社が直接連系する地域間連系線、地内流通設備および発電設備のうち、以下に示される給電運用に関連する電力設備の作業を実施する場合に適用する（総括営業所および営業所が維持している設備を除く。）。
 - a. 発電支障を生ずる作業
 - b. 貯水池または調整池の運用に支障をおよぼす作業
 - c. 発電所、変電所、開閉所の機器の停電作業
 - d. 電線路の停電作業
 - e. 保護継電装置の作業
 - f. 系統運用に影響をおよぼす制御関係装置または通信設備の作業
 - g. 活線作業（がいし水洗作業を含む。）、活線近接作業
 - h. 一般送配電事業者間の取引用計量装置の作業
 - i. 広域機関向けの情報が停止または誤表示となる作業
 - j. その他系統運用に支障をおよぼす作業(2) (1)のうち、広域機関における調整対象は次のとおり。
 - a. 地域間連系線の停電作業
 - b. 地域間連系線の運用容量に影響を与える地内流通設備の停電作業
 - c. 13.（広域機関への提出対象となる作業）に示す地内流通設備のうち、発電支障を生ずる作業との作業調整が不調となった停電作業

(定 義)

3. この細則における主な用語の定義は、次のとおりとする。
 - a. 「地域間連系線」（以下「連系線」という。）とは、関西中国間連系線、本四連系線および関門連系線の総称をいう。
 - b. 「関西中国間連系線」とは、関西電力と当社を結ぶ連系線である西播東岡山線と山崎智頭線の総称をいう。
 - c. 「関西中国連系系統」とは、関西中国間連系線を含むループ系統をいい、関西中国間連系線、新岡山幹線、日野幹線、中国東幹線および播磨西線の総称をいう。
 - d. 「地内流通設備」とは、地内系統（連系線を除く当社の供給区域の系統）を構成する流通設備（受電設備を含む。）をいう。
 - e. 「活線作業」とは、高圧以上の充電中の電路に対し活線用具を用いて行う作業をいう。
 - f. 「活線近接作業」とは、高圧以上の充電中の電路に対し接近して行う作業をいう。
 - g. 「要求箇所」とは、停電作業の実施にあたって作業の要求手続を行う箇所をいい、事業本部（機関を含む。）の工事担当箇所およびその請負者、他の一般送配電事業者、送電事業者、発電者、特定送配電事業者ならびに特別高圧の需要者をいう。
 - h. 「取り纏め箇所」とは、月間停電作業・臨時作業の停電作業要求書（様式第1-1、以下「要求書」という。）の受け付け、関係箇所への送付および調整を行う箇所をいい、送配電カンパニーは、制御所、電源事業本部は、水力センター水力総括課、火力発電保修グループおよび原子力運営グループをいう。
また、発電者および小売電気事業者に係る要求・決定通知業務フロー（1-1）、（1-2）および（2）における取り纏め箇所は、中央給電指令所（以下「指令所」という。）・基幹給電制御所・制御所・総括営業所運転制御センターをいう。
なお、中央通信所が発行する要求書は、装置により取り纏め箇所を以下のとおりとする。
 - (a) 基幹系SSCに関する作業は、広島制御所とする。
 - (b) 変電所および水力発電所のCDTに関する作業は、対象発電所を所管する制御所と

する。

- (c) 火力発電所，原子力発電所のCDTに関する作業は，対象発電所があるエリアを所管する制御所とする。
- i. 「主管箇所」とは，停電作業要求の調整および決定処理を行う指令所，基幹給電制御所，制御所および総括営業所運転制御センターおよび隠岐営業所配電課をいう。
 - j. 「供給支障」とは，作業により需要者および特定送配電事業者への電気の供給が停止することをいう。
 - k. 「その他支障」とは，作業により需要者および特定送配電事業者の供給支障は伴わないが，常時供給設備または予備供給設備を停止することをいう。
 - l. 「発電支障」とは，作業により発電機の停止または出力制約を生ずることをいう。火力発電所，原子力発電所，揚水式発電所，調整式水力発電所，自流式水力発電所，太陽光発電所および他の事業者の発電機を停止または出力制約を生ずることをいう。
 - m. 「停電・通信作業計画システム」（以下「作業計画システム」という。）とは，停電作業計画の要求手続，決定通知などに係る処理を行うためのシステムをいう。
 - n. 「流通設備保全管理システム」（以下「保全管理システム」という。）とは，停電作業要求書の承認，関係箇所への送付などに係る処理を行うためのシステムをいう。
 - o. 「他の事業者」とは，他の一般送配電事業者，送電事業者，発電者，小売電気事業者および特定送配電事業者をいう。
 - p. 「要求書（正）」とは，作業計画システムにすべての要求内容のデータが入力され，要求箇所・取り纏め箇所の長が保全管理システムでワークフロー承認したもの，および，帳票にすべての要求内容が記載され，要求箇所・取り纏め箇所の長が押印したものをいう。
 - q. 「要求書（写）」とは，要求書（正）の複写（電子媒体を含む。）したもの，または，作業計画システムにより送付されたものをいう。
 - r. 「請負者」とは，一部の作業において工事担当箇所に作業実施に係わる手続を依頼されている者をいう。
 - s. 「原案」とは，要求箇所から提出されたものを集約した調整前の停電作業計画をいう。
 - t. 「調整案」とは，原案に対して調整された停電作業計画をいう。
 - u. 「最終案」とは，調整案に対して最終調整された停電作業計画をいう。
 - v. 「発電契約者」とは，当社と発電量調整供給契約を締結した電気事業者をいう。
 - w. 「発電者」とは，小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電する者で当社以外の者をいう。
 - x. 「需要者」とは，当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者または自己等への電気の供給を行なう者が，小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいう。
 - y. 「原案決定箇所」とは，発電設備に係る停電作業計画の原案決定を行う販売事業本部（計画および需給・取引），火力発電所，原子力発電所および水力センター水力総括課をいう。
 - z. 「送变电設備」とは，連系線および地内流通設備から受電設備を除く設備をいう。
 - aa. 「発電設備」とは，発電所の構内設備のうち送变电機能を有する設備を除く設備をいう。
 - ab. 「受電設備」とは，発電所構内の送配電カンパニーの操作指令範囲内の発電設備をいう。
 - ac. 「定格容量比率按分」とは，作業停止計画で必要となる発電制約量を，調整対象となる発電機の定格容量比率で按分することをいう。

(停電作業調整の基本事項)

4. (1) 連系線，地内流通設備および発電設備の作業停電範囲および時期・期間の調整においては，次表の項目を考慮する。

停電作業調整にあたっての考慮項目

項目	主な内容
公衆安全の確保	作業条件，作業員・公衆の安全
設備保全の確保	電力設備の保全・点検周期
供給信頼度	潮流，適正周波数・電圧の維持，同期安定性，電力設備事故時の影響度合と事故対応，緊急復旧時間，重負荷期や雷・雪・台風など災害が予想される時期の回避
調整力	需給バランスの維持，適正な調整力の確保
電気事業者等への影響度	当社，発電者，需要者および特定送配電事業者の発電計画，操業計画，停電作業計画との調整，連系線混雑の回避
合理性	連系線・地内流通設備，電源との停電作業計画の協調，作業停止期間の短縮および作業の効率化
公平性	事業者間の公平性の確保
操作輻輳	操作輻輳による作業開始遅延の回避
その他	作業停電の必要性，工期・工法などの工事内容，作業員の確保

- (2) 主管箇所は，地内流通設備に流れる潮流を調整する必要がある場合には，潮流調整の効果および発電契約者間の公平性を考慮のうえ，出力増加および抑制の対象となる発電機を選定し，定格容量比率按分を基本として，発電制約量を算定する。
指令所は，算定した発電制約量を発電契約者へ通知する。
- (3) 主管箇所は，作業停電範囲および時期・期間の調整にあたって，電力系統の安定運用確保を前提とし，基本的に公衆安全の確保，設備保全の確保，供給信頼度，運転予備力を優先する。ただし，時々の需給・系統状況や作業の緊急度等を総合的に判断し調整するため，優先順位はこれによらないことができる。
- (4) 主管箇所は，調整対象者に対し調整プロセスについての説明責任を負うとともに，広域機関から事後検証のためのデータ提出を求められたときは，それに応じる。

(停電作業要求の基本事項)

5. (1) 停電作業要求は，原則，級別・所線名別・件名別に要求する。

- (2) 発電所作業においては，上位系母線と連系変圧器など停電範囲が広範囲となる停電作業要求となり設備上，級別の区分が難しい場合があり得るため，2つ以上の級別を含む停電作業要求とすることができる。この場合の停電作業要求の級別については，複数の級別のうち最上位級の級別で要求する。

なお，一連の停電作業要求を別の要求書により要求する場合，年度作業計画表（以下「計画表」という。）およびそれぞれの要求書に關係作業件名，要求番号等，関連作業があることを明記する。

- (3) 送電線作業については，設備上，級別・所線名別に停電作業要求をすることが可能であるため，原則どおり要求する。

なお，一連の停電作業要求である場合，計画表およびそれぞれの要求書に關係作業件名，要求番号等，関連作業があることを明記する。

(停電作業計画の種別)

6. 停電作業計画の種別は次表のとおりとする。

停電作業計画の種別

区 分	内 容
年度停電作業計画	翌年度以降2箇年度分の停電作業について、停止範囲、時期および期間を調整し策定する停電作業計画。ただし、翌々年度分の策定対象は、原則として以下のとおりとする。 ア. 13. (広域機関への提出対象となる作業) で定められた地内流通設備の停電作業計画 イ. 当社の発電所(内燃力発電所、離島の水力発電所を除く。)に発電支障を生ずる停電作業計画 ウ. 当社と停電作業計画の調整対象とする*旨を合意した発電設備に発電支障を生ずる停電作業計画 エ. 基幹系SSCの停止作業計画
月間停電作業計画	翌月以降2箇月分の停電作業について、年度停電作業計画に基づき、停止範囲、時期および期間を調整し策定する停電作業計画。 ただし、翌々月分の策定対象は、原則として以下のとおりとする。 ア. 13. (広域機関への提出対象となる作業) で定められた地内流通設備の停電作業計画 イ. 当社の発電所(内燃力発電所、離島の水力発電所を除く。)に発電支障を生ずる停電作業計画 ウ. 当社と停電作業計画の調整対象とする*旨を合意した発電設備に発電支障を生ずる停電作業計画
臨時作業	月間停電作業計画(翌月分)の要求提出期限を過ぎて提出された作業計画

※一般送配電事業者として電力システムの運用上必要と判断した場合をいう。

(停電作業計画の決定期日)

7. 停電作業計画の決定期日は次による。ただし、広域機関での調整対象となる停電作業計画については、当社決定後、広域機関の調整により変更となった場合、決定期日以降に変更決定する。

停電作業計画の決定期日

区 分	決 定 期 日
年度停電作業計画	1 月 末
月間停電作業計画(翌月分)	作業実施前月の18日
臨時作業	都 度

(停電作業計画の級別区分と決定者)

8. (1) 年度停電作業計画, 月間停電作業計画および臨時作業は, A, B, C, Dの各級に区分する。
 なお, 発電所作業で一連の作業要求において区分し難い場合は, 2つ以上の級の範囲が混在した要求とすることも可能とする。複数の級別のうち最上位級の級別で要求する。

級別区分	主管箇所	年度作業計画	月間作業計画
A級	指令所	<ol style="list-style-type: none"> 500kV 系統の運用に支障をおよぼす作業 (基幹系 S S C の停止作業を含む。) 当社の火力発電所, 原子力発電所, 揚水式発電所および当社と最大電力 70MW 以上の電力受給契約を締結している他の事業者^{*1}の作業 (基幹給電制御所および制御所の操作指令範囲内の作業を除く。)のうち発電支障を生ずる作業 指令所の操作指令範囲内の作業および他一般送配電事業者, 送電事業者に関連する作業のうち系統運用に支障をおよぼす電気工作物の停電作業 	<ol style="list-style-type: none"> 500kV 系統の運用に支障をおよぼす作業 (基幹系 S S C の停止作業を含む。) 当社の火力発電所, 原子力発電所, 揚水式発電所および当社と最大電力 70MW 以上の電力受給契約を締結している他の事業者^{*1}の作業 (基幹給電制御所および制御所の操作指令範囲内の作業を除く。)のうち発電支障を生ずる作業 指令所の操作指令範囲内の作業および他の一般送配電事業者, 送電事業者に関連する作業
B級	基幹給電制御所	<ol style="list-style-type: none"> 基幹給電制御所の操作指令範囲内の作業のうち火力発電所, 原子力発電所, 揚水式発電所および当社と最大電力 70MW 以上の電力受給契約を締結している他の事業者^{*1}に発電支障を生ずる作業。ただし, 上記作業については, 指令所と調整する。 基幹給電制御所の操作指令範囲内の作業 (基幹給電制御所の運転指令範囲内の調相設備の作業を含む。)のうち系統運用に支障をおよぼす電気工作物の停電作業 基幹給電制御所が所管する系統内の当社と最大電力 70MW 未満の電力受給契約を締結している他の事業者^{*1}の作業のうち発電支障を生ずる作業 基幹給電制御所の操作指令範囲内の作業のうち供給支障またはその他支障を生ずる作業 	<ol style="list-style-type: none"> 基幹給電制御所の操作指令範囲内の作業 (基幹給電制御所の運転指令範囲内の調相設備の作業を含む。)。ただし, 上記作業で, 火力発電所, 原子力発電所, 揚水式発電所および当社と最大電力 70MW 以上の電力受給契約を締結している他の事業者^{*1}に発電支障を生ずるものについては, 指令所と調整する。 基幹給電制御所が所管する系統内の当社と最大電力 70MW 未満の電力受給契約を締結している他の事業者^{*1}の作業のうち発電支障を生ずる作業

級別区分	主管箇所	年度作業計画	月間作業計画
C級	制御所	1. 水力発電所（揚水式発電所を除く。）、内燃力発電所、太陽光発電所の作業のうち発電支障を生ずる作業 2. 制御所の操作指令範囲内の作業のうち系統運用に支障をおよぼす電気工作物の停電作業 3. 制御所の操作指令範囲内の作業のうち火力発電所、揚水式発電所および当社と最大電力70MW以上の電力受給契約を締結している他の事業者 ^{※1} に発電支障を生ずる作業。ただし、上記作業については、指令所と調整する。 4. 制御所が所管する系統内の当社と最大電力70MW未満の電力受給契約を締結している他の事業者 ^{※1} の作業のうち発電支障を生ずる作業 5. 制御所の操作指令範囲内の作業のうち供給支障またはその他支障を生ずる作業	1. 水力発電所（揚水式発電所を除く。）、内燃力発電所、太陽光発電所の作業のうち発電支障を生ずる作業 2. 制御所の操作指令範囲内の作業。ただし、制御所の操作指令範囲内の作業のうち火力発電所、揚水式発電所および当社と最大電力70MW以上の電力受給契約を締結している他の事業者 ^{※1} に発電支障を生ずるものについては、指令所と調整する。 3. 制御所が所管する系統内の当社と最大電力70MW未満の電力受給契約を締結している他の事業者 ^{※1} の作業のうち発電支障を生ずる作業
D級	運転制御センター ^{※2}	1. 総括営業所運転制御センター ^{※2} の操作指令範囲内の作業のうち系統運用に支障をおよぼす電気工作物の停電作業 2. 総括営業所運転制御センター ^{※2} の操作指令範囲内の作業のうち供給支障またはその他支障を生ずる作業	1. 総括営業所運転制御センター ^{※2} の操作指令範囲内の作業

※1・・・他の事業者の発電設備が太陽光および風力の場合は、最大電力に関係なく接続される系統の所管によりB級またはC級とする。

※2・・・隠岐営業所配電課を含む。

(2) 年度停電作業計画，月間停電作業計画および臨時作業の決定者は次のとおりとする。

なお，2つ以上の級の範囲が混在した要求の決定は，上位級にて行う。

級別区分	年度停電作業計画	月間停電作業計画，臨時作業
A級	送配電カンパニー部長（系統運用）	指令所長
B級	送配電カンパニー部長（系統運用）	基幹給電制御所長
C級 [※]	統括電力所長	
D級	総括営業所運転制御センター所長，隠岐営業所配電課長	

※月間停電作業計画，臨時作業について，決定後の軽微な要求変更に関限り制御所長が決定することができる。

- (3) 発電設備に係る停電作業計画の原案は、「販売事業本部需給運用業務取扱要則」で定義されている通り、G、Hの各級に区分され、これらに対応した送配電カンパニーでの級別は以下の通りである。

発電設備に係る停電作業計画の対比表

級別区分 (原案) ^{※1}	級別区分 (決定後)	調整箇所 ^{※3}	内 容
G級	A級	販売事業本部 (計画または需給・取引)	1. 当社の火力発電所，原子力発電所，揚水式発電所および当社と最大電力70MW以上の電力受給契約を締結している他の事業者 ^{※2} の発電機作業（基幹給電制御所および制御所の操作指令範囲内の作業を除く。）
	B級	販売事業本部 (計画または需給・取引) 他の事業者 ^{※2}	1. 基幹給電制御所の操作指令範囲内の火力発電所，原子力発電所，揚水式発電所，当社と最大電力70MW以上の電力受給契約を締結している他の事業者 ^{※2} の発電機作業
	C級		1. 制御所の操作指令範囲内の火力発電所，揚水式発電所，当社と最大電力70MW以上の電力受給契約を締結している他の事業者 ^{※3} の発電機作業
H級	A級	原子力発電所	1. 指令所の操作指令範囲内の原子力発電所の発電設備作業のうち発電支障を生じない作業
	B級	原子力発電所 火力発電所 水力センター 水力総括課	1. 基幹給電制御所の操作指令範囲内の火力発電所，原子力発電所および揚水式発電所の発電設備作業のうち発電支障を生じない作業
	C級	原子力発電所 火力発電所 水力センター 水力総括課	1. 制御所の操作指令範囲内の火力発電所，原子力発電所の発電設備作業のうち発電支障を生じない作業 2. A級，B級を除く次の作業 (1) 当社の水力発電所（離島を除く。），太陽光発電所の発電設備作業のうち発電支障を生ずる作業 (2) 当社の水力発電所（離島を除く。）の作業のうち貯水池，調整池の運用および発電設備の運用に支障をおよぼす作業

※1・・・送配電カンパニーの主管箇所は，表に示す調整箇所と調整を行う。

※2・・・他の事業者とは共同火力，公営水力が該当する。

II 停電作業調整手続

(停電作業計画の取り扱い)

9. (1) 6. (停電作業計画の種別)の各停電作業計画は、以下の手順により取り扱う。

a. 年度停電作業計画

(a) 年度停電作業計画の提出、決定通知は、別表第1（年度停電作業計画の提出・決定通知ルート）による。

(b) 年度停電作業計画のうち、以下の作業について、やむを得ず計画を変更する場合、または計画外作業が必要となった場合は、その都度 (a) に準じて作業計画の提出、調整を行う。

なお、この場合、A級は指令所長、B級は基幹給電制御所長が決定できるものとする。

ア. 13. (広域機関への提出対象となる作業) で定められた設備の停電作業計画

イ. 基幹系SSCの停止作業計画

b. 月間停電作業計画

(a) 停電作業計画の提出・要求手続き

(翌々月分)

13. (広域機関への提出対象となる作業) で定められた設備の停電作業計画については、別表第2-1, 2-2 (月間停電作業計画 (翌々月分) の提出・通知ルート) に基づいて提出する。

(翌月分)

別表第2-3, 2-4, 2-5 (月間停電作業 (翌月分) の要求・決定通知ルート) に基づいて要求する。

(b) 停電を伴わない活線作業または活線近接作業については(a)の(翌月分)に準じて作業の要求手続きを行う。

(c) 取り纏め箇所が関係箇所へ要求書(写)を送付する場合は、以下のとおり処理を行う。

ア. 系統変更など関係箇所へ連絡すべき事項等を「主管箇所記事」「営業所への要請・連絡事項」へ記入する。

イ. 添付資料等の確認、連絡箇所の設定を行う。

ウ. 取り纏め箇所の長が上記内容を承認した後に送付する。

c. 月間停電作業計画決定後の変更および臨時作業

(a) 月間停電作業計画の決定後において、需給・系統状況の変化などにより、やむを得ず計画を変更する必要がある場合、その都度、調整する。

この場合すみやかにb.(月間停電作業計画)(a)および別表第2-6(月間停電作業計画決定後の変更および臨時作業の決定通知ルート)により手続きを行う。

(b) 突発的な設備異常発生などにより臨時作業停電が必要となった場合、その都度、要求箇所はb.(月間停電作業計画)に準じて作業の要求手続を行い、主管箇所は電話連絡により別表第2-6(月間停電作業計画決定後の変更および臨時作業の決定通知ルート)のとおり、決定通知を行う。

なお、人身の安全または設備保全上の理由により緊急を要する場合で主管箇所が必要と認める場合は、調整を省略することができる。この場合、電話連絡により主管箇所の長の了解を得て実施することができる。また、連絡後すみやかにb.(月間停電作業計画)(a)の(翌月分)に準じて作業の要求手続を行う。

(2) 販売事業本部および電源事業本部との調整が必要な作業計画については、主管箇所と原案決定箇所を窓口とし調整を行う。(送変電設備の作業に伴い発電支障を生ずる作業もこれに準ずる。)

(停電作業の変更要請)

10. 給電指令機関または運転機関は、電力需給上および気象状況その他の理由により、やむを得ない場合、決定された作業の日時、期間の変更を求めることができる。

この場合すみやかに、9.（停電作業計画の取り扱い）c.（a）のルートにより手続きを行う。

（長期または複雑な停電作業）

11. 要求箇所は、長期または複雑な停電作業について調整の促進をはかるため、取り纏め箇所および主管箇所に工程表、参考図面等の資料を事前に送付する。

Ⅲ 広域機関対応手続

（広域機関への停電作業計画の提出）

12. 広域機関への提出対象の停電作業計画については、9.（停電作業計画の取り扱い）に加え、以下のとおり手続きを行う。

a. 年度停電作業計画

（a）指令所は、毎年10月末頃までに原案を広域機関へ提出する。

（b）指令所は、毎年12月末頃までに関係する事業者と調整のうえ、調整案を広域機関へ提出する。また、停電作業計画に伴い、連系線（関西中国間連系線を除く。）および関西中国連系系統の運用容量が増加または減少する時は、その情報も提出する。

（c）指令所は、毎年2月中旬までに関係する事業者と調整のうえ、最終案を広域機関へ提出する。

b. 月間停電作業計画

（a）指令所は、毎月1日頃までに原案を広域機関へ提出する。

（b）指令所は、毎月10日頃までに、関係する事業者と調整のうえ、調整案を広域機関へ提出する。また、作業計画に伴い、連系線（関西中国間連系線を除く。）および関西中国連系系統の運用容量が増加または減少する時は、その情報も提出する。

（c）指令所は、毎月中旬までに関係する事業者と調整のうえ、最終案を広域機関へ提出する。

c. 停電作業計画の変更および臨時作業

指令所は、停電作業計画の変更または臨時作業が生じた場合、その都度関係する事業者と調整のうえ、変更理由または追加理由を付して広域機関へ提出するとともに決定処理を行う。また、作業計画に伴い、連系線（関西中国間連系線を除く。）および関西中国連系系統の運用容量が増加または減少する時は、その情報も提出する。ただし、人身の安全または設備保全上の理由により緊急を要する場合、直ちに当該設備を停止することができる。

(広域機関への提出対象となる作業)

13. 広域機関へ提出する作業計画は、以下の設備が対象となる。

表 広域機関への提出対象設備

地内 流通 設備	・500kV 連系線（遮断器，断路器を含む。） ・500kV，220kV 地内送電線（遮断器，断路器を含む。） ・500kV/220kV 変圧器（遮断器，断路器を含む，3次側回路を除く。） ・500kV，220kV 母線（母線連絡，母線区分用の遮断器，断路器を含む。） ・500kV，220kV 系統保護リレー（系統安定化装置を含む。）のうち，停止により上記対象設備の運用容量が低下するもの
発電 設備	・当社の火力発電所（内燃力発電所を除く。），原子力発電所，揚水式発電所，水力発電所（離島設備を除く。）および太陽光発電所の発電設備 ・当社と停電作業計画の調整対象とする*旨を合意した発電設備

※一般送配電事業者として電力系統の運用上必要と判断した場合をいう。

(停電作業計画調整不調時の処置ほか)

14. 指令所は，13.（広域機関への提出対象となる作業）に示す地内流通設備のうち，停電作業計画の調整において，関係する発電計画との調整が難航するなどし，広域機関への提出期日までに関係事業者の合意が見込めない場合，広域機関に不調の解決に向けた対応の依頼を行うことができる。

(停電作業計画内容の説明)

15. 13.（広域機関への提出対象となる作業）の停電作業計画の内容や計画策定の根拠について，広域機関から求めがあれば，指令所は説明を行う。

(実施状況の連絡)

16. 指令所は，広域機関での調整対象の停電作業計画について，その開始時刻，完了時刻を広域機関に連絡する。

なお，天候等の理由により作業を中止する場合，作業開始を見合わせる場合または作業を延長する場合，その旨を広域機関に連絡する。

(発電制約を伴う作業停止計画の情報連絡)

17. 第3年度の13.（広域機関への提出対象となる作業）に示す地内流通設備の作業停止計画のうち，発電制約が想定され，作業停止期間がおおむね30日を超える作業停止件名について，指令所は，毎年発電契約者に情報連絡し，その内容を2月中旬までに広域機関に提出する。

なお，該当となる作業停止計画については，指令所が確認する。

IV その他

(他の事業者，特別高圧の需要者に係る作業)

18. (1) 当社以外の小売電気事業者へ供給する発電設備および発電者の発電設備の停止計画および出力抑制を伴う作業計画については，需給計画要則に定められた発電計画の年間計画および月間計画の期間において，発電設備の規模，停止および抑制期間にかかわらず，広域機関を通じて受領する。また，計画の変更や臨時作業が必要となった場合においても，広域機関を通じて作業計画を受領する。

(2) 他の事業者および特別高圧の需要者に係る作業（停電作業計画の取り止めまたは内容の変更を行う場合を含む。）については，それぞれ締結した契約および諸協定に基づき行う。

他の一般送配電事業者，送電事業者および当社と供給契約をしている発電者（発電契約者を除く。）の年度停電作業計画および月間停電作業計画の提出，要求，決定通知は，別表第1-1（送変電設備に係る年度停電作業計画の提出・決定通知ルート），別表第2-1（送変電設備に係る月間停電作業計画（翌々月分）の提出・通知ルート）および別表第2-4（帳票による送変電設備の月間停電作業計画（翌月分）の要求・決定通知ルート）に準ずる。

(3) 発電者および小売電気事業者に係る年度停電作業計画および月間停電作業の提出，要求，決定通知は，別表第3-1（発電者および小売電気事業者に係る要求・決定通知業務フロー(1-1)），別表第3-2（発電者および小売電気事業者に係る要求・決定通知業務フロー(1-2)）および別表第4（発電者および小売電気事業者に係る要求・決定通知業務フロー(2)）による。

別表第1-1

送変電設備に係る年度停電作業計画の提出・決定通知ルート

項目	要求箇所	取り纏め箇所 主管箇所	関係箇所		主管箇所		広域機関	備考			
	送配電カンパニー (機関を含む。)*3	制御所	総括営業所・ 隠岐営業所	関係制御所	基幹給電制御所	指令所					
提出期限	500kV系統, 220kV系統の作業	—	10月20日	—	10月25日	10月25日	10月25日	原案:10月末頃 **2 調整案:12月末頃 最終案:2月中旬			
	500/110kVTr, 220/ 110kVTr および指定する送 電線の作業	—		—			—	—	—	—	※ 基幹給電制御所が指定した設備で平日5 日以上停止する停電作業
	火力発電所, 原子力発電所, 揚水式発電所に発電支障を 生ずる作業	—		—			—	—	10月25日	原案:10月末頃 **2 調整案:12月末頃 最終案:2月中旬	1. 主管箇所は, 販売事業本部 (計画) と調 整する。
	水力発電所(揚水発電所を除 く。), 太陽光発電所に発電 支障を生ずる作業	—		—			—	—	10月25日	原案:10月末頃 **2 調整案:12月末頃 最終案:2月中旬	1. 主管箇所は, 水力センター水力総括課と 調整する。
	上記以外のもの (離島の内燃力発電設備お よび水力発電設備を含む)	—	12月10日	12月15日	12月15日	12月15日	12月25日	—	1. 主管箇所は, 販売事業本部 (計画), 火 力・原子力発電所, 水力センター水力総 括課と調整する。		
要	計画表	○	—	—	—	—	—	1. 作業計画システムを利用する。			
求	A級作業							提出 ○ 広域機関の提出対象	1. 基幹給電制御所設備のB級作業の場合, 要 求箇所は直接基幹給電制御所に要求提出 する。		
	B級作業					220kV需要者等のみ		提出 ○ 広域機関の提出対象			
	C級作業							提出 ○ 広域機関の提出対象			
	D級作業										
	計画表を受領 した箇所の処理		1. 関係箇所との調整 2. 供給支障またはその他支障を生 ずる作業について総括営業所・隠 岐営業所と調整 3. C級作業の総合調整と 決定通知 書の立案・総括	1. 作業停電の周知 2. D級作業の決定通 知書の立案	1. 関係箇所との調整	1. 関係箇所との調整 2. B級作業の総合調整と決定通知 書の立案	1. A級作業の総合調整と決定通知書 の立案		作業計画システムを利用して行う (当社内 の要求箇所のみ)。		
決定通知	決定通知ルート							○ 広域機関の提出対象	発電支障を生ずる作業について, 主管箇所は, 販売事業本部 (計画), 火力・原子力発電所 または水力センター水力総括課に決定通知す る。		
	決定通知処理	主管箇所は, 年度停電作業計画を1月末までに要求箇所および関係箇所へ作業計画システムを利用して決定通知する。 なお, 広域機関での調整対象となる停電作業計画が社内決定後に広域機関の調整により変更となった場合, 電話・電子メールにより変更決定通知する。							主管箇所は, 原則として決定後すみやかに作 業計画システムのデータ転送処理を行う。		

- (注) 1. ... 作業計画システムへ入力
 2. ... 作業計画システムで入力内容を確認
 3. ... 作業計画システムで受付処理
 4. ... 作業計画システムにより, 要求ごとに決定通知処理 (「決定日時」および「決定」)
 を入力および決定通知書の通知処理 (「決定通知日」および「決定」)を入力)

5. ... 作業計画システムにより, 決定状況で, 日付および最終決定が表示されている決定箇所を確認し,
 計画表一覽で内容を確認
 6. ... 作業計画システムで連係
 ※1 ... 供給支障またはその他支障を生ずるもの。需要者の料金割引対象となる作業について,
 制御所から総括営業所ネットワークサービス総括課または営業所ネットワークサービス課に送付
 ※2 ... 毎年2月末までに具体的な提出期日が広域機関の系統情報公表サイトに公表される。
 ※3 ... 送配電カンパニーが電源事業本部に委託することにより作業を実施する場合, および電源事業本部が
 送変電設備の停電要求を行う場合, 「要求箇所」が電源事業本部となる。

別表第1-2

発電設備に係る年度停電作業計画の提出・決定通知ルート

項目	要求箇所	調整・原案決定箇所			広域機関	取り纏め箇所・主管箇所			関係箇所		備考			
	電源事業本部 ^{※3}	電源事業本部		販売事業本部		送配電カンパニー			総括営業所・ 隠岐営業所	関係制御所				
	火力・原子力発電所 ・水力センター	火力発電所 原子力発電所	水力センター 水力総括課	計画		制御所	基幹給電制御所	指令所						
要 求	発電支障を生ずる作業(火力発電所, 原子力発電所)	-	-	-	10月25日	原案:10月末頃 ^{※2} 調整案:12月末頃 最終案:2月中旬	原案:10月末頃 ^{※2} 調整案:12月末頃 最終案:2月中旬	原案:10月末頃 ^{※2} 調整案:12月末頃 最終案:2月中旬	原案:10月末頃 ^{※2} 調整案:12月末頃 最終案:2月中旬	-	原案:10月末頃 ^{※2} 調整案:12月末頃 最終案:2月中旬	1. 主管箇所は、販売事業本部(計画)と調整する。		
	発電支障を生ずる作業(水力発電所(揚水式発電所を含む。), 太陽光発電所)	-	-	-						-		-	1. 主管箇所は、水力センター水力総括課(一般水力), 販売事業本部(計画)(揚水式)と調整する。	
	発電支障を生じない500kV, 220kVの受電設備の作業	-	-	-						-		-	-	1. 主管箇所は、火力・原子力発電所と調整する。
	上記以外のもの(離島の内燃力発電設備および水力発電設備を除く)	-	-	-						-		-	原案:10月末頃 ^{※2} 調整案:12月末頃 最終案:2月中旬	1. 主管箇所は、販売事業本部(計画), 火力・原子力発電所, 水力センター水力総括課と調整する。
計画表	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	1. 原案決定箇所は主管箇所に計画表を電子メールで提出する。			
A級作業					広域機関経由							1. 指令所, 基幹給電制御所および制御所は, 広域機関経由で計画を受け付ける。 2. 1.に加え, 作業計画システム, 電子メールで補紙類を確認する。		
B級作業					広域機関経由									
C級作業					広域機関経由									
計画表を受領した箇所の処理		1. 送配電カンパニーとの調整 2. 原案の決定	1. 送配電カンパニーとの調整 2. 原案の決定	1. 送配電カンパニーとの調整 2. 原案の決定 3. 広域機関への提出窓口		1. 関係箇所との調整 2. 供給支障またはその他支障を生ずる作業について総括営業所・隠岐営業所と調整 3. C級作業の総合調整と決定通知書の立案・総括	1. 関係箇所との調整 2. B級作業の総合調整と決定通知書の立案	1. A級作業の総合調整と決定通知書の立案	1. 作業停電の周知	1. 関係箇所との調整	作業計画システムを利用して行う(当社内の要求箇所のみ)。			
決定通知ルート		A級 ○ B級 ○ C級 ○	A級 ○ B級 ○ C級 ○	A級 ○ B級 ○ C級 ○	広域機関へ提出									
決定通知処理	主管箇所は、年度停電作業計画を1月末までに原案決定箇所および関係箇所へ決定通知する。 なお、広域機関での調整対象となる停電作業計画が社内決定後に広域機関の調整により変更となった場合、主管箇所は電話・電子メールにより変更決定通知する。													

- (注) 1. ... 作業計画システムへ入力
 2. ... 作業計画システムで入力内容を確認
 3. ... 作業計画システムで受付処理
 4. ... 作業計画システムにより、要求ごとに決定通知処理(「決定日時」および「決定」を入力)および決定通知書の通知処理(「決定通知日」および「決定」を入力)

5. ... 作業計画システムにより、決定状況で、日付および最終決定が表示されている決定箇所を確認し、計画表一覧で内容を確認
 6. ... 作業計画システムで連係(送配電カンパニー)
 7. ... 作業計画システムで連係(販売事業本部・電源事業本部)
 ※1 供給支障またはその他支障を生ずるもの。需要者の料金割引対象となる作業について、制御所から総括営業所ネットワークサービス総括課または営業所ネットワークサービス課に送付
 ※2 毎年2月末までに具体的な提出期日が広域機関の系統情報公表サイトに公表される。
 ※3 電源事業本部からの委託により送配電カンパニーで作業を実施する場合、「要求箇所」が送配電カンパニーとなる場合がある。

別表第2-1

送変電設備に係る月間停電作業計画（翌々月分）※1の提出・通知ルート

項目	要求箇所	取り纏め箇所 主管箇所	関係箇所	主管箇所		広域機関	備考	
	送配電カンパニー (機関を含む。)※3	制御所	関係制御所	基幹給電制御所	指令所			
提出期限	500kV系統, 220kV系統の停電作業	—	3箇月前の20日※4	3箇月前の25日	3箇月前の25日	3箇月前の25日	原案:前々月1日頃 ※2 調整案:前々月10日頃 最終案:前々月中旬	
	火力発電所, 原子力発電所, 揚水式発電所に発電支障を生ずる作業	—						1. 主管箇所は, 販売事業本部(計画)と調整する。
	水力発電所(揚水発電所を除く。), 太陽光発電所に発電支障を生ずる作業	—						1. 主管箇所は, 水力センター水力総括課と調整する。
提出	A級作業						提出 ○ 広域機関の提出対象	
	B級作業 (220kVの作業に限る)						提出 ○ 広域機関の提出対象	
	C級作業 (発電支障を生ずる作業に限る)						提出 ○	
	計画表を受領した箇所の処理		1. 関係箇所との調整	1. 関係箇所との調整	1. 関係箇所との調整 2. B級作業の総合調整	1. A級作業の総合調整		作業計画システムを利用して行う。(当社内の要求箇所のみ)
通知	通知ルート							発電支障を生ずる作業について, 主管箇所は, 販売事業本部(計画), 火力・原子力発電所または水力センター水力総括課に決定通知する。
	通知処理	広域機関へ原案(翌々月分)提出以降, 主管箇所は, 前々月10日までに月間停電作業計画(翌々月分)における社内調整の終了を要求箇所および関係箇所へ作業計画システムを利用して通知する。社内調整の終了後に広域機関との調整により変更となった場合, 変更内容を電話・電子メールにより通知する。						主管箇所は, 調整終了後すみやかに作業計画システムのデータ転送処理を行う。

- (注) 1. … 作業計画システムへ入力
 2. … 作業計画システムで入力内容を確認
 3. … 作業計画システムで受付処理
 4. … 作業計画システムにより, 要求ごとに通知処理(「調整終了日時」および「調整終了」を入力)
 5. … 作業計画システムにより, 決定状況で, 調整終了が表示されていることを確認し, 計画表一覧で内容を確認

6. … 作業計画システムで連係
 ※1 13. (広域機関への提出対象となる作業)で定められた設備の停電作業計画
 ※2 ……毎年2月末までに具体的な提出期日が広域機関の系統情報公表サイトに公表される。
 ※3 ……送配電カンパニーが電源事業本部に委託することにより作業を実施する場合, および電源事業本部が送変電設備の停電要求を行う場合, 「要求箇所」が電源事業本部となる。
 ※4 ……4月分は年度停電作業計画を月間作業計画(翌々月)とみなすため, 提出は不要

別表第2-2

発電設備に係る月間停電作業計画（翌々月分）の提出・通知ルート

項目	要求箇所	調整箇所・原案決定箇所			広域機関	取り纏め箇所・主管箇所			関係箇所	備考		
	電源事業本部※2	電源事業本部		販売事業本部		送配電カンパニー			関係制御所			
	火力・原子力発電所 ・水力センター	火力発電所 原子力発電所	水力センター 水力総括課	計画		制御所	基幹給電制御所	指令所				
提出期限	発電支障を生ずる作業 (火力発電所, 原子力 発電所)	-	-	-	3箇月前の25日	原案:前々月1日頃※1 調整案:前々月10日頃 最終案:前々月中旬	原案:前々月1日頃※1 調整案:前々月10日頃 最終案:前々月中旬	原案:前々月1日頃※1 調整案:前々月10日頃 最終案:前々月中旬	原案:前々月1日頃※1 調整案:前々月10日頃 最終案:前々月中旬	原案:前々月1日頃※1 調整案:前々月10日頃 最終案:前々月中旬	1. 主管箇所は、販売事業本部 (計画)と調整する。	
	発電支障を生ずる作業 (水力発電所(揚水式 発電所を含む。), 太 陽光発電所)	-	-	-								1. 主管箇所は、水力センタ ー水力総括課(一般水力), 販売事業本部(計画)(揚 水式)と調整する。
	発電支障を生じない 500kV系統, 220kVの受 電設備の作業	-	-	-								
	A級作業											
B級作業												
C級作業												
計画表を受領 した箇所の処理		1. 関係箇所との調整 2. 原案の決定	1. 関係箇所との調整 2. 原案の決定	1. 関係箇所との調整 2. 原案の決定 3. 送配電カンパニーと の提出窓口		1. 関係箇所との調整	1. 関係箇所との調整	1. A級作業の総合調整 2. B級作業の総合調整			作業計画システムを利用して行 う。(当社内の要求箇所のみ)	
通知ルート		A級 ○ B級 ○ C級 ○	B級 ○ C級 ○	A級 ○ B級 ○ C級 ○								
通知処理	広域機関へ原案(翌々月分)提出以降, 主管箇所は, 前々月10日までに月間停電作業計画(翌々月分)における社内調整の終了を要求箇所および関係箇所へ通知する。 社内調整の終了後に広域機関との調整により変更となった場合, 変更内容を電話・電子メールにより通知する。											

- (注) 1. ... 作業計画システムへ入力
 2. ... 作業計画システムで入力内容を確認
 3. ... 作業計画システムで受付処理
 4. ... 作業計画システムにより, 要求ごとに通知処理(「調整終了日時」および「調整終了」
 を入力)
 5. ... 作業計画システムにより, 決定状況で, 調整終了が表示されていることを確認し,
 計画表一覧で内容を確認

6. ... 作業計画システムで連係(送配電カンパニー)
 7. ... 作業計画システムで連係(販売事業本部・電源事業本部)

※1 ……毎年2月末までに具体的な提出期日が広域機関の系統情報公表サイトに公表される。

※2 ……電源事業本部からの委託により送配電カンパニーで作業を実施する場合, 「要求箇所」が送配電カンパニーとなる場合がある。

別表第2-3

保全管理システムによる送変電設備の月間停電作業計画（翌月分）の要求・決定通知ルート

項目	要求箇所	関係箇所	取り纏め箇所・主管箇所		関係箇所			主管箇所		広域機関	備考		
	送配電カンパニー (機関含む) ^{※6}	関係箇所 ^{※4}	統括電力所	制御所	総括営業所・ 隠岐営業所	関係制御所	中央通信所・電力所の通信 系統・回線運用担当箇所	基幹給電制御所	指令所				
提出期限	500kV系統, 220kV系統 の作業	月間停電作業計画 (翌々月分)調整 終了後に提出	前々月 25日	前々月 20日	—	前々月 25日	前々月 25日	前々月 25日	前々月 25日	原案:前月1日頃 ^{※7} 調整案:前月10日頃 最終案:前月中旬	主管箇所は、水力センター水力総括課と調整する。		
	発電支障を生ずる作業 (水力発電所(揚水式発電所 を含む。), 太陽光発電所)				前々月 25日								
	上記以外のもの (離島の内燃力発電設備および水力発電設備を含む)	—	前月 3日	前々月 29日 ^{※5} (前々月が2月の場合 27日)	前月 3日	前月 3日	前月 3日	前月 3日	前月 8日	—			
要求	A級作業	作業計画システム										(広域機関の 提出対象)	
		保全管理システム											
	B級作業	作業計画システム										(広域機関の 提出対象)	
		保全管理システム											
C級作業	作業計画システム										(広域機関の 提出対象)		
	保全管理システム												
D級作業	作業計画システム												
	保全管理システム												
要求書(写)配布先の 作業内容		操作票作成に 関連するすべての 作業	電力所内に 関連するすべての 作業	当該総括営業所・ 隠岐営業所に 関連するすべての 作業	他電力所または 制御所に 関連する 作業	通信関係の 作業	基幹給電制御所の 運用に 関連する 作業	指令所の 運用に 関連する 作業					
要求書および総括表を 受領した箇所の 処理			1. 設備主管課および総括営業所等 関連箇所と作業要求の 関連調整 2. 供給支障またはその他 支障を生ずる作業について 総括営業所・隠岐 営業所と調整 3. 電力設備の保全, 安全 確保, 供給信頼度, 電力 需給等を考慮した作業 実施可否の検討 4. 関係箇所と総合調整 5. C級作業決定通知書の 立案・総括	1. 作業停電の周知 2. D級作業決定通知書の 立案	関連作業との調整	通信回線運用に関する 調整	1. 各作業要求の 関連調整 2. B級作業決定通知書の 立案 3. 供給支障を生ずる 作業についての調整	1. 各作業要求の 関連調整 2. A級作業決定通知書の 立案					
決定通知	決定通知ルート	作業計画システム											発電支障を生ずる作業について, 主管箇所は、販売事業本部(計 画), 火力・原子力発電所または 水力センター水力総括課に決定 通知する。
		決定通知処理	主管箇所は、月間作業計画を作業実施前月18日までに要求箇所および関係箇所へ作業計画システムを利用して決定通知する。社内決定後に広域機関との調整により変更となった場合、電話・電子メールにより変更決定通知する。										

- (注) 1. [要] … 要求書(系報3)の作成
 2. [通] … 停電作業要求総括表(系報4)(以下「総括表」という。)の作成(通信関係業務)ただし、総括表は通信作業要求手続による給電指令回線, 給電TM, SV等の停止作業を含む。
 3. [写] … 要求書(正)のワークフロー承認ルート [写] … 要求書(写)
 4. [---] … 総括表の提出ルート
 5. [△] … 取り纏め箇所
 6. [○] … 作業計画システムで連係
 7. [●] … 作業計画システムにより、要求書ごとに決定通知処理(「決定日時」および「決定」を入力)および決定通知書の通知処理(「決定通知日」および「決定」を入力)
 8. [▽] … 作業計画システムにより、決定状況で、日付および決定が表示されていることを確認し、計画表一覧で内容を確認

9. [正] … 要求書(正): 作業計画システムにすべての要求内容のデータが入力され、要求箇所・取り纏め箇所の長が保全管理システムでワークフロー承認したものという。
 10. [写] … 要求書(写): 作業計画システムにより送付されたもの

- ※1 … 基幹給電制御所管送電線のマイクロキャリアリレー信号伝送路およびその第2ルートの作業ならびにローカルSSCの作業
 ※2 … 需要者の料金割引対象となる作業について、総括営業所ネットワークサービス総括課または営業所ネットワークサービス課
 ※3 … 基幹給電制御所設備(制御システム関係)のB級作業の場合、要求箇所は直接基幹給電制御所に要求書を送付し、関係箇所への要求書(写)の送付および決定連絡は基幹給電制御所が行う。
 ※4 … 関係箇所とは変電課(第一課・第二課を含む。), 送電課(第一課・第二課を含む。対応例: 分岐LS操作時等)等の操作対応に関する箇所。
 ※5 … 要求書の締め切りは、特殊期間や作業量の多い場合は、関係箇所と調整を行い提出期限の変更を行う。
 ※6 … 送配電カンパニーが電源事業本部に委託することにより作業を実施する場合、および電源事業本部が送変電設備の停電要求を行う場合、「要求箇所」が電源事業本部となる。
 ※7 … 毎年2月末までに具体的な提出期日が広域機関の系統情報公表サイトに公表される。

別表第2-5

発電設備の月間停電作業計画（翌月分）の要求・決定通知ルート

項目	要求箇所		調整・原案決定箇所		広域機関	取り纏め箇所・主管箇所			関係箇所			備考										
	電源事業本部		電源事業本部			販売事業本部	制御所	基幹給電制御所	指令所	送配電カンパニー			総括営業所									
	火力・原子力発電所 水力センター※4	火力・原子力 発電所	水力センター 水力総括課	計画						中央通信所・電力所の通信 系統・回線運用担当箇所	関係制御所											
提出期限	発電支障を生ずる作業 (火力発電所, 原子力発電所)	—	—	—	前々月 25 日	原案:前月 1 日頃 ※3 調整案:前月 10 日頃 最終案:前月中旬	原案:前月 1 日頃 ※3 調整案:前月 10 日頃 最終案:前月中旬	原案:前月 1 日頃 ※3 調整案:前月 10 日頃 最終案:前月中旬	原案:前月 1 日頃 ※3 調整案:前月 10 日頃 最終案:前月中旬	原案:前月 1 日頃 ※3 調整案:前月 10 日頃 最終案:前月中旬	原案:前月 1 日頃 ※3 調整案:前月 10 日頃 最終案:前月中旬	1. 主管箇所は、販売事業本部(計画)と調整する。										
	発電支障を生ずる作業 (水力発電所(揚水式発電所を含む。), 太陽光発電所)	—	—	—									原案:前月 1 日頃 ※1 調整案:前月 10 日頃 最終案:前月中旬	1. 主管箇所は、水力センター水力総括課(一般水力), 販売事業本部(計画)(揚水式)と調整する。								
	発電支障を生じない 500kV 系統, 220kV の 受電設備の作業	—	—	—											原案:前月 1 日頃 ※1 調整案:前月 10 日頃 最終案:前月中旬	1. 主管箇所は、火力・原子力発電所と調整する。						
	上記以外のもの	—	—	—									原案:前月 1 日頃 ※1 調整案:前月 10 日頃 最終案:前月中旬	1. 主管箇所は、水力センター水力総括課(一般水力), 販売事業本部(計画)(揚水式)と調整する。								
要求	A 級作業	要	案	案	広域機関経由	作業計画システム 写	写	正 ※2	写	写	写	写			中央通信所							
	B 級作業	要	案	案									広域機関経由	写		正 ※2	写	写	写	写	写	中央通信所
	C 級作業	要	案	案																		
	要求書(写)配布先の作業内容	要	案	案									電力所内に関連するすべての作業	基幹給電制御所の運用に関連する作業		指令所の運用に関連する作業	通信関係の作業	他電力所または制御所に関連する作業	当該総括営業所に関連するすべての作業			
要求書および総括表を受領した箇所の処理		1. 関係箇所との調整 2. 原案の決定	1. 関係箇所との調整 2. 原案の決定	1. 関係箇所との調整 2. 原案の決定		1. 関係箇所との調整 2. 供給支障またはその他支障を生ずる作業について総括営業所と調整 3. 電力設備の保全, 安全確保, 供給信頼度, 電力需給等を考慮した作業実施可否の検討 4. C 級作業決定通知書の立案・総括	1. 各作業要求の関連調整 2. B 級作業決定通知書の立案 3. 供給支障を生ずる作業についての調整	1. 各作業要求の関連調整 2. A 級作業決定通知書の立案	1. 通信回線運用に関する調整	1. 関連作業との調整	1. 作業停電の周知											
決定通知	決定通知ルート	A 級 B 級 C 級			広域機関へ提出	決定通知																
	決定通知処理	主管箇所は、月間作業計画を作業実施前月 18 日までに要求箇所および関係箇所へ決定通知する。社内決定後に広域機関との調整により変更となった場合、電話・電子メールにより変更決定通知する。																				

(注) 1. 要 … 要求書(系報3)の作成
 2. ㊦ … 停電作業要求総括表(系報4)(以下「総括表」という。)の作成(通信関係業務)ただし、総括表は通信作業要求手続による給電指令回線, 給電TM, SV等の停止作業を含む。
 3. ➡ … 要求書(正)のワークフロー承認ルート …… 要求書(写)
 4. -➡ … 総括表の提出ルート
 5. ○ … 作業計画システムで連係
 6. ● … 作業計画システムにより, 要求書ごとに決定通知処理(「決定日時」および「決定」を入力(水力センター水力総括課を除く))および決定通知書の通知処理(「決定通知日」および「決定」を入力)
 7. ◀ … 作業計画システムにより, 決定状況で, 日付および決定が表示されていることを確認し, 計画表一覧で内容を確認
 8. ◻ … 要求書(正): 作業計画システムにすべての要求内容のデータが入力され, 要求箇所・取り纏め箇所の長が保全管理システムでワークフロー承認したものをいう。
 9. ㊦ … 要求書(写): 作業計画システムにより送付されたもの
 10. ㊦ … 要求書(写): 作業計画システムにより送付されたもの
 11. ㊦ … 発電設備作業原案
 ※1 … 需要者の料金割引対象となる作業について, 総括営業所ネットワークサービス総括課または営業所ネットワークサービス課
 ※2 … 指令所, 基幹給電制御所および制御所は広域機関経由で計画を受け取る。また, 停電計画システム, 電子メールで補紙類を確認する。
 ※3 … 毎年2月末までに具体的な提出期日が広域機関の系統情報公表サイトに公表される。
 ※4 … 臨時作業は計画または需給・取引

別表第3-1

発電者および小売電気事業者に係る要求・決定通知業務フロー（1-1） 【要求箇所（発電者に限る）が広域機関を通じて当社へ提出する場合】

項目		要求箇所 ※8	要求箇所の系統運用上の代表窓口	広域機関	当社の系統運用上の代表窓口 ※4	主管箇所 (指令所, 基幹給電制御所, 制御所, 運転制御センター ※7)	関係箇所 (統括電力所・運転制御センター ※7, 火力・原子力発電所)	営業所 (※6) 営業関係の課	
提出期限	年度停電作業計画	発電設備	—	10月31日	10月31日	10月31日	—	—	
		500kV系統および220kV系統	—	10月31日	10月31日	11月5日	11月10日	—	
		上記以外のもの	—	10月31日	12月5日	12月10日	12月15日	—	
	月間停電作業計画 (※3)	発電設備	翌々月分	—	前々月1日	前々月1日	前々月3日	前々月3日	—
			翌月分	—	前月1日	前月1日	前月3日	前月3日	—
		500kV系統および220kV系統	翌々月分	—	前々月1日	前々月1日	前々月3日	前々月3日	—
			翌月分	—	前月1日	前月1日	前月3日	前月3日	—
上記以外のもの	—	—	前々月29日 (前々月が2月の場合27日)	前々月29日 (前々月が2月の場合27日)	前々月29日 (前々月が2月の場合27日)	前月3日	—		
要求・調整・立案	要求ルート 調整・交渉ルート								
処置内容	<ul style="list-style-type: none"> 要求書の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 要求書を広域機関へ送付 必要な場合, 当社の系統運用上の代表窓口と発電設備の停止計画を調整・交渉 	<ul style="list-style-type: none"> 受領した要求書を指令所へ送付 広域機関提出対象の要求書を受領 	<ul style="list-style-type: none"> 受領した要求書を主管箇所へ送付 地内流通設備および発電設備の要求書の写しを受領 主管箇所へ要求書の写しを送付 (※1) 必要な場合, 要求箇所の系統運用上の代表窓口および主管箇所と発電設備の停止計画を調整・交渉 	<ul style="list-style-type: none"> 要求書の正を受領 (※1) 設備所管箇所へ写しを送付 当社小売部門から供給を受ける特別高圧の需要者の供給支障またはその他支障を伴う場合は, 営業所へ停電計画書を送付 運転, 系統運用, 安全面から見た作業実施可否の検討 要求箇所との作業日時の調整・交渉 必要な場合, 当社の系統運用上の代表窓口と発電設備の停止計画を調整 決定通知書の立案・決定 	<ul style="list-style-type: none"> 要求書の写しを受領 (※1) 同調作業の実施可否の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 計画決定後, 当社以外の小売電気事業者および特定送配電事業者に関わる情報を遮断した当社小売部門から供給を受ける特別高圧の需要者の停電計画書 (要求書の写しではない) を受領 当社小売部門から供給を受ける特別高圧の需要者の停電情報の把握・料金の割引額算定 		
決定通知	決定通知ルート (※5)								
決定日	年度停電作業計画								
	月間停電作業計画								

(注) ※1 : 年度停電作業計画については, 作業計画表にて処理する。
 ※2 : 主管箇所欄に記載している事業所間の要求手続・決定通知のルートは, 別表第1および別表第2による。
 ※3 : 配電部門に関係する停電作業要求手続は, 配電関係の要則に基づき前々月の23日までに電力所送電課または制御所へ提出するため, 「主管箇所」への提出は記載日よりさらに11日前 (前々月の18日) とする。
 ※4 : 「当社の系統運用上の代表窓口」は, すべて指令所とする。

※5 : 発電設備の停止計画については, 決定処理を必要としない。
 ※6 : 営業所は, 総括営業所および営業所をいう。
 ※7 : 隠岐営業所配電課を含む。
 ※8 : 発電者, 当社以外的小売電気事業者から供給を受ける需要者, 特定送配電事業者 (追記) 臨時作業の要求は上記のルートに準じて行う。ただし, 事故その他緊急を要する場合は, 主管箇所と他の事業者間で直接協議のうえ実施する。

別表第3-2

発電者および小売電気事業者に係る要求・決定通知業務フロー（1-2）【要求箇所（発電者に限る）の地内流通設備の作業計画を当社へ直接提出する場合】

項目		要求箇所 ※8	要求箇所の系統運用上の代表窓口	広域機関	当社の系統運用上の代表窓口※4	主管箇所 (指令所, 基幹給電制御所, 制御所, 運転制御センター※7)	関係箇所 (統括電力所, 運転制御センター※7, 火力・原子力発電所)	営業所 (※6) 営業関係の課		
要求・調整・立案	年度停電作業計画	発電支障を生ずる停電作業計画	—	—	10月31日	10月25日	10月20日	11月5日	—	
		500kV系統および220kV系統	—	—	10月31日	10月25日	10月20日	11月5日	—	
		上記以外のもの	—	—	—	12月15日	12月10日	12月15日	—	
	月間停電作業計画 (※3)	発電支障を生ずる停電作業計画	翌々月分	—	—	前々月1日	3箇月前の25日	3箇月前の20日	3箇月前の25日	—
			翌月分	—	—	前月1日	前々月25日	前々月20日	前々月25日	—
		500kV系統および220kV系統	翌々月分	—	—	前々月1日	3箇月前の25日	3箇月前の20日	3箇月前の25日	—
			翌月分	—	—	前月1日	前々月25日	前々月20日	前々月25日	—
	上記以外のもの		—	—	—	前月3日	前々月29日 (前々月が2月の場合27日)	前月3日	—	
	要求ルート 調整・交渉ルート									
	処置内容		・要求書の発行	・要求書を指令所へ送付 ・必要な場合, 当社の系統運用上の代表窓口と発電設備の停止計画を調整・交渉	・広域機関提出対象の要求書を受領	・要求書の写しを受領 (※1) ・必要な場合, 要求箇所, 要求箇所の系統運用上の代表窓口および主管箇所と発電設備の停止計画を調整・交渉	・要求書の正を受領 (※1) ・設備所管箇所へ写しを送付 ・当社小売部門から供給を受ける特別高圧の需要者の供給支障またはその他支障を伴う場合は, 営業所へ停電計画書を送付 ・運転, 系統運用, 安全面から見た作業実施可否の検討 ・要求箇所との作業日時の調整・交渉 ・必要な場合, 当社の系統運用上の代表窓口と発電設備の停止計画を調整 ・決定通知書の立案・決定	・要求書の写しを受領 (※1) ・同調作業の実施可否の検討	・計画決定後, 当社以外の小売電気事業者および特定送配電事業者に関わる情報を遮断した当社小売部門から供給を受ける特別高圧の需要者の停電計画書(要求書の写しではない)を受領 ・当社小売部門から供給を受ける特別高圧の需要者の停電情報の把握・料金の割引額算定	
決定通知ルート (※5)										
決定通知	決 日									
		年度停電作業計画								
		月間停電作業計画								

(注) ※1 : 年度停電作業計画については, 作業計画表にて処理する。
 ※2 : 主管箇所欄に記載している事業所間の要求手続・決定通知のルートは, 別表第1および別表第2による。
 ※3 : 配電部門に関係する停電作業要求手続は, 配電関係の要則に基づき前々月の23日までに電力所送電課または制御所へ提出するため, 「主管箇所」への提出は記載日よりさらに11日前(前々月の18日)とする。
 ※4 : 「当社の系統運用上の代表窓口」は, すべて指令所とする。
 ※5 : 発電設備の停止計画については, 決定処理を必要としない。

※6 : 営業所は, 総括営業所および営業所をいう。
 ※7 : 隠岐営業所配電課を含む。
 ※8 : 発電者, 当社以外的小売電気事業者から供給を受ける需要者, 特定送配電事業者(追記) 臨時作業の要求は上記のルートに準じて行う。ただし, 事故その他緊急を要する場合は, 主管箇所と他の事業者間で直接協議のうえ実施する。

別表第4

発電者および小売電気事業者に係る要求・決定通知業務フロー（2） 【要求箇所が当社側の場合】（広域機関との対応フローは別表第1，2-1～2-4による）

項目		要求箇所 (統括電力所, 運転制御センター* 6, 火力・原子力発電所等)	主管箇所(※3) (指令所, 基幹給電制御所, 制御所, 運転制御センター*6)	営業所(※5) 営業関係の課	当社の系統運用上の代表窓口	発電者, 当社以外の小売電気事業者から供給を受ける需要者(特定送配電事業者から供給を受ける需要者を除く。), 特定送配電事業者の系統運用上の代表窓口	発電者, 当社以外の小売電気事業者から供給を受ける需要者(特定送配電事業者から供給を受ける需要者を除く。), 特定送配電事業者		
要求・調整・立案	年度停電作業計画	発電支障を生ずる停電作業計画	—	10月20日	—	10月25日	—	11月10日	
		500kV系統および220kV系統	—	10月20日	—	10月25日	—	11月10日	
		上記以外のもの	—	12月5日	—	12月10日	—	12月10日	
	月間停電作業計画(※4)	発電支障を生ずる停電作業計画	翌々月分	—	3箇月前の20日	—	3箇月前の25日	—	3箇月前の29日 (3箇月前が2月の場合27日)
			翌月分	—	前々月20日	—	前々月25日	—	前々月29日 (前々月が2月の場合27日)
		500kV系統および220kV系統	翌々月分	—	3箇月前の20日	—	3箇月前の25日	—	3箇月前の29日 (3箇月前が2月の場合27日)
			翌月分	—	前々月20日	—	前々月25日	—	前々月29日 (前々月が2月の場合27日)
	上記以外のもの		—	前々月24日 (前々月が2月の場合22日)	—	前々月29日 (前々月が2月の場合27日)	—	前々月29日 (前々月が2月の場合27日)	
	要求ルート調整・交渉ルート				(作業日時の調整・交渉)				
	処置内容		<ul style="list-style-type: none"> 要求書の発行(※1, ※2) 	<ul style="list-style-type: none"> 発電者, 当社以外の小売電気事業者および特定送配電事業者に関わる総括表を作成(※1, ※2) 発電者, 当社以外の小売電気事業者および特定送配電事業者に関わる要求書を当社の系統運用上の代表窓口へ送付 運転, 系統運用, 安全面から見た作業実施可否の検討 発電者, 特別高圧の需要者との作業日時の調整・交渉 決定通知書の立案・決定 	<ul style="list-style-type: none"> 計画決定後, 当社以外の小売電気事業者および特定送配電事業者に関わる情報を遮断した要求書, 総括表を受領(※1, ※2) 当社小売部門から供給を受ける特別高圧の需要者の停電情報把握および停電割引等の算定 	<ul style="list-style-type: none"> 発電者, 当社以外の小売電気事業者および特定送配電事業者に関わる要求書の写しを受領(※1) 総括表を基に当社以外の小売電気事業者および特定送配電事業者ごとへ作業計画決定の文書を作成, 送付 	<ul style="list-style-type: none"> 要求書, 作業計画決定の文書を受領 	<ul style="list-style-type: none"> 要求書, 作業計画決定の文書を受領 	
決定通知	決定通知ルート								
	決定通知日	年度停電作業計画 月間停電作業計画							

(注) ※1 : 年度計画については作業計画表により処理する。
 ※2 : 停電作業要求総括表(作業計画表)の作成箇所は, 主管箇所とする。
 ※3 : 主管箇所欄に記載している事業所間の要求手続・決定通知ルートは, 別表第1および別表第2による。また, 送電線・配電線作業が複数の事業所にまたがる場合, 当社特別高圧の需要者対応と同様, 発電者, 当社以外の小売電気事業者から供給を受ける需要者(特定送配電事業者から供給を受ける需要者を除く。)および特定送配電事業者が接続される系統を所管する箇所に対応する。
 ※4 : 配電部門に関係する停電作業要求手続は, 要求箇所が当社以外の場合と公平性を保つため, 「主管箇所」への提出を前々月の18日とする。

※5 : 営業所は, 総括営業所および営業所をいう。
 ※6 : 隠岐営業所配電課を含む。
 (追記) 臨時作業の要求は上記に準じて行う。ただし, 事故その他緊急を要する場合は, 主管箇所と発電者, 当社以外の小売電気事業者から供給を受ける需要者(特定送配電事業者から供給を受ける需要者を除く。)および特定送配電事業者間で直接協議のうえ実施する。

様式第 1 - 1

保存期間1年

年 月 日 発行

停電作業要求書

月分 級

主 管 箇 所	各長		担当者	取 纏 箇 所	各長		担当者	発 行 箇 所	No.	
									発行箇所	
所線名		件名			作業責任者 工事立会者					
作 業 日 時	日 曜 時 分 から	作業内容等			連絡責任者					
	日 曜 時 分 まで				連絡場所					
	毎日・連続 (日間)				停電範囲等					
決 定	日 曜 時 分 から									
	日 曜 時 分 まで									
	毎日・連続 (日間)									
発 電 支 障	日 曜 時 分 から									
	日 曜 時 分 まで									
供 給 支 障	日 曜 時 分 から									
	日 曜 時 分 まで									
転 負 荷	日 曜 時 分 から									
	日 曜 時 分 まで									
そ の 他	日 曜 時 分 から									
	日 曜 時 分 まで									
実 績	月 日 曜 時 分 から									
	月 日 曜 時 分 まで									
	毎日・連続 (日間)									
決 定 通 知	月 日	発信者	受信者	緊急復旧所要時間				連 絡 箇 所		
		天候による制約								
		支障をおよぼす通信回線								
変 更 通 知	月 日	発信者	受信者	総需要・広域・他社・SSC欠損		あり・なし				
		変更決定理由								
了 解	月 日	発信者	受信者							
営 業 所 へ の 要 請 ・ 連 絡 事 項				主 管 箇 所 記 事						

様式第 1 - 2

保存期間1年

要求書No. _____

停電作業要求書補紙

作業箇所要図および記事

年度 作業計画表 (級)
決定通知書

No. /

所線名	停電範囲等 発電支障 (MW)	期 間		日数	作業内容等	決定日時		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備 考 (調整に考慮すべき時期等 の制約・理由, その他)	
		から	まで			要求 通り	変更決定														
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					

系報 2 月別欄の上段は要求を, 下段は決定を記入する。

年度 月分 停電作業決定通知書
停電作業要求総括表

No. /

所線名	停電範囲等	作業開始・完了 予定時刻		日数	作業内容等	要求No.	決定日時		変更 する場 合あり	本月 実施 困難	調 整 中	備 考
							要求 通り	変更決定				
5												
10												
15												